

滋賀労働局発表

平成 23 年 3 月 23 日

| | |
|---|-----------------|
| 担 | 需給調整事業室 |
| | 室長 長崎 弘法 |
| 当 | 需給調整指導官 望月 忍 |
| | 電話 077-526-8617 |

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

滋賀労働局長（齋藤文昭）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分労働者派遣事業主
別添の一覧表に記載のとおり

第 2 処分内容

(1) 特定労働者派遣事業主

労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第 5 のとおり）

第 3 処分理由

別添の一覧表に記載する派遣元事業主は、労働者派遣法第 23 条第 1 項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、労働者派遣法施行規則第 17 条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまでの間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第 23 条第 1 項の事業報告書及び収支決算書について、提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(事業廃止命令等)

第21条

- 2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

第23条

- 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

第49条

- 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

- この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)(抄)

(事業報告書及び収支決算書)

第17条

- 法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。)は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

- 2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書(様式第十一号及び様式第十一号の二)及び労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号)のとおりとする。

- 3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- 一 労働者派遣事業報告書(様式第十一号) 毎事業年度経過後一月が経過する日
- 二 労働者派遣事業報告書(様式第十一号の二) 毎年六月三十日
- 三 労働者派遣事業収支決算書(様式第十二号) 毎事業年度経過後三月が経過する日

第55条

- 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第14条第2項の規定による命令
- 二 法第21条第2項の規定による命令
- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

